

公告 第 25-002 号
令和 8 年 2 月 18 日

被保険者各位

因幡電機産業健康保険組合
理事長 溝越 尚人
(公 印 省 略)

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額について、下記のとおりお知らせします。

記

令和 8 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和 7 年 9 月 30 日の平均標準報酬月額 413,070 円を標準報酬月額の基礎額とみなした標準報酬月額 [410,000 円 (27 等級)]

・適用年月日 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

以 上